

岐阜県医学生修学資金貸付規則 [H24. 10. 26改正]

(総則)

第一条 県は、県内の医師が不足する地域の地域医療の確保を図るため、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学（以下「大学」という。）において医学を履修する課程に在学する者であって、将来県内の医療機関（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五に規定する病院又は診療所をいう。以下同じ。）において同法第三十条の四第二項第五号イからへまでに掲げる医療に係る業務（以下単に「業務」という。）に従事することにより地域医療に貢献する意思のあるものに対して修学資金を貸し付けるものとし、その貸付けに関しては、この規則の定めるところによる。

(貸付けの対象者等)

第二条 修学資金の種類及び貸付けの対象者は、次の表のとおりとする。ただし、修学に関し、他の同種の資金の貸付け又は支給を受けている者は、貸付けの対象者とししない。

種 類	貸 付 け の 対 象 者
第一種修学資金	国立大学法人岐阜大学医学部医学科の地域枠入学者であって、大学卒業後の一定期間、県内の医療機関において、業務に従事する意思のあるもの
第二種修学資金	国立大学法人岐阜大学医学部医学科に在学する者（地域枠入学者を除く。）又は国立大学法人岐阜大学以外の大学の医学を履修する課程に在学する県内出身者（学校教育法第一条に規定する高等学校（以下「高等学校」という。）の在学期間中、岐阜県内に居住していた者又はこれに準ずる者をいう。）であって、大学卒業後の一定期間、県内の医療機関において、業務に従事する意思のあるもの

2 修学資金の貸付けを受ける者の数は、毎年度予算の範囲内で知事が決定する。

(修学資金の貸付額及び貸付期間)

第三条 第一種修学資金の貸付額は、次の各号（第三号に掲げるものにあつては、入学年度に限る。）に掲げる額を合計した額とする。

一 月額十万円

二 国立大学法人岐阜大学医学部医学科の授業料に相当する額

三 国立大学法人岐阜大学医学部医学科の入学金に相当する額

2 第二種修学資金の貸付額は、月額十万円とする。

3 修学資金を貸し付ける期間は、大学における医学を履修する課程の正規の修業年限を超えることができない。ただし、知事が特に認める場合は、この限りでない。

第四条 削除

(貸付けの申請)

第五条 修学資金の貸付けを受けようとする者（以下「貸付申請者」という。）は、修学資金貸付申請書（別記第一号様式）に、次に掲げる書面を添えて、知事に提出しなければならない。

一 履歴書

二 大学の在学証明書

三 戸籍抄本

四 在学する大学の長又は学部長の推薦調書

五 大学の成績証明書（大学の一年生に在学する者は、卒業した高等学校の成績証明書又はこれに準ずる証明書）

六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書面

(貸付けの決定)

第六条 知事は、前条の規定により修学資金貸付申請書の提出があったときは、書面審査及び面接審査を行い、その結果を文書により貸付申請者に通知するものとする。

2 前項の通知は、修学資金貸付決定通知書（別記第二号様式）又は修学資金貸付不承認決定通知書（別記第三号様式）によるものとする。

3 前項の規定により修学資金貸付決定通知書の交付を受けた者（以下「修学生」という。）は、当該通知書を受け取った日から起算して二十日以内に誓約書（別記第四号様式）を知事に提出しなければならない。

（連帯保証人）

第七条 修学生は、連帯保証人（以下「保証人」という。）二人を立てなければならない。

2 修学生が未成年者である場合には、保証人のうち一人は、その者の法定代理人でなければならない。

（修学資金の交付）

第八条 第三条第一項第一号及び同条第二項に規定する修学資金は、三箇月分を併せて交付するものとし、交付する時期については、別に定める。

2 第三条第一項第二号及び第三号に規定する修学資金は、前項の規定による修学資金の最初の交付時に併せて交付するものとする。

3 前二項の規定にかかわらず、知事が特別の事情があると認めるときは、別の方法により交付することができる。

（借用証書）

第九条 修学生は、修学資金の貸付けを受けた後、直ちに修学資金借用証書（別記第五号様式）を知事に提出しなければならない。

（届出義務）

第十条 修学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、届出書（別記第六号様式）にその事実を証する書面を添えて、速やかに知事に提出しなければならない。

一 氏名又は住所を変更したとき。

二 退学しようとするとき。

三 修学に堪えない程度の心身の故障を生じたとき。

四 休学し、又は停学の処分を受けたとき。

五 復学したとき。

六 保証人の氏名、住所若しくは職業に変更があったとき、又は保証人が死亡し、破産手続開始の決定を受け、その他保証人として適当でなくなったとき。

七 修学に関し、他の同種の資金の貸付け又は支給を受けたとき。

八 修学資金の貸付けを受けることを辞退するとき。

2 修学資金の貸付けを受け終わった者（以下「借受人」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、届出書（別記第六号様式）にその事実を証する書面を添えて、速やかに知事に提出しなければならない。ただし、修学資金の返還債務が消滅したときは、この限りでない。

一 前項第一号又は第六号に該当するとき。

二 大学を卒業したとき。

三 医師の免許を取得したとき。

四 医師の免許を取得した後、県内の医療機関で医師法（昭和二十三年法律第二百一十号）第十六条の二第一項に規定する臨床研修（以下「臨床研修」という。）を開始し、休止し、再開し、又は修了したとき。

五 県内の医療機関において臨床研修修了後、業務を開始し、休止し、再開し、又は業務に従事しなくなったとき。

六 業務に従事する医療機関を変更したとき。

3 借受人は、臨床研修及び業務に従事している間は、毎年四月三十日までに業務等状況報告書（別記第七号様式）を知事に提出しなければならない。ただし、修学資金の返還債務が消滅したときは、この限りでない。

4 修学生又は借受人が死亡したときは、保証人は、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

らない。

(保証人の変更)

第十一条 修学生及び借受人は、保証人が死亡し、破産手続開始の決定を受け、その他保証人として適当でなくなったときは、速やかに代替りの保証人を立てなければならない。

(貸付けの決定の取消し等)

第十二条 知事は、修学生が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の貸付けの決定を取り消すものとする。

一 大学を退学したとき。

二 心身の故障のため、修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき。

三 学業成績又は素行が著しく不良と認められるとき。

四 修学に関し、他の同種の資金の貸付け又は支給を受けたとき。

五 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。

六 死亡したとき。

七 前各号に掲げるほか、修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがないと認められるとき。

2 修学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学した日又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸付けを行わないものとする。この場合において、これらの月の分として既に交付した修学資金があるときは、当該修学生が復学した日の属する月の翌月以降の月の分として貸し付けられたものとみなす。

(修学資金の返還)

第十三条 借受人は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から起算して一月以内に、交付を受けたそれぞれの修学資金の額に、交付を受けたそれぞれの日の翌日から起算して当該各号に規定する事由が生じた日までの期間(次条第五項又は第六項の規定により業務従事期間に算入しない期間を除く。)の日数に応じ年十パーセントの割合で計算した利息の額(一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)を加えた額の総額(百円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)を一括して返還しなければならない。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から起算して修学資金の貸付けを受けた期間の二分の一に相当する期間(第十八条第一項の規定により返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間とを合算した期間)内に一括又は分割して返還することができる。

一 前条第一項の規定により修学資金の貸付けの決定が取り消されたとき。

二 大学を卒業した月の翌月から起算して二年以内に医師免許を取得できなかったとき。

三 次条第一項の規定による返還債務の当然免除の条件を満たさないこととなったとき。

2 借受人は、修学資金を返還しなければならないときは、その事由が生じた日から起算して二十日以内に修学資金返還明細書(別記第八号様式)を知事に提出しなければならない。

3 借受人は、前項の規定により提出した修学資金返還明細書の内容に変更を加えようとするときは、その理由を記載した修学資金返還方法変更承認申請書(別記第九号様式)を知事に提出し、その承認を得なければならない。

(返還債務の当然免除)

第十四条 知事は、次の表の上欄に掲げる修学資金の借受人が、医師の免許取得後、直ちに臨床研修を県内の医療機関において修了し、引き続き県内の医療機関で同表の下欄に掲げる要件を満たして業務に従事したときは、当該修学資金の返還債務の全部を免除するものとする。

種 類	要 件
第一種修学資金	当該修学資金の貸付けを受けた期間の二分の三に相当する期間業務に従事し、うち三分の二に相当する期間を知事が指定する医療機関において勤務したとき。

第二種修学資金	当該修学資金の貸付けを受けた期間と同期間（一年に満たない期間があるときはその期間を一年として算定し、当該修学資金の貸付けを受けた期間が二年に満たないときは二年とする。）業務に従事し、うち二分の一に相当する期間（一年に満たない期間があるときは、その期間を切り捨てる。）を知事が指定する医療機関において勤務したとき。
---------	--

- 2 前項の規定の適用については、借受人が、同項の規定により修学資金の返還債務の全部を免除するものとされる要件である業務に従事した期間（以下「業務従事期間」という。）のうち学校教育法第九十七条に規定する大学院の医学を履修する課程に在学する期間（当該期間のうち県内の医療機関において業務に従事した期間があるときは、その従事した期間を除く。以下「大学院在学期間」という。）がある場合は、第一種修学資金の借受人にあっては四年、第二種修学資金の借受人にあっては同項の規定による知事が指定する医療機関において勤務する期間（以下「指定勤務期間」という。）以外の期間（以下「その他勤務期間」という。）に相当する期間を上限として、当該大学院在学期間を県内の医療機関において業務に従事したものとみなして業務従事期間に算入するものとする。
- 3 前項の場合において、大学院在学期間を業務従事期間に算入するときは、次の各号に掲げる修学資金の種類に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - 一 第一種修学資金 大学院在学期間をその他勤務期間に算入した後三年を超える期間を指定勤務期間に算入すること。
  - 二 第二種修学資金 大学院在学期間をその他勤務期間に算入すること。
- 4 大学院在学期間に県内の医療機関以外の医療機関において業務に従事した期間がある場合は、当該期間においても業務従事の継続性が保持されているものとするが、当該期間は業務従事期間に算入しない。ただし、業務従事の継続性が保持されているものとする期間については、次の各号に掲げる修学資金の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める期間を限度とする。
  - 一 第一種修学資金 四年（業務従事期間に算入する期間を含む。）
  - 二 第二種修学資金 その他勤務期間に相当する期間
- 5 借受人が、自らの資質向上のため四年を超えない範囲内で県内の医療機関以外の医療機関において業務に従事すること（以下「県外勤務」という。）により県内の医療機関において業務に従事することができなかった期間がある場合は、当該期間においても業務従事の継続性が保持されているものとするが、当該期間は業務従事期間に算入しない。
- 6 借受人が、疾病、災害、出産その他やむを得ない理由のため業務に従事することができなかった期間がある場合は、当該期間においても業務従事の継続性が保持されているものとするが、当該期間は業務従事期間に算入しない。
- 7 第一項の規定にかかわらず、借受人が業務に起因する死亡、疾病その他やむを得ない理由により当該業務を継続することができなかったときは、当該修学資金の返還債務の全部を免除するものとする。

（県外勤務承認の申請）

第十四条の二 前条第五項の規定により県外勤務をしようとする借受人（以下「県外勤務申請者」という。）は、あらかじめ県外勤務承認申請書（別記第九号様式の二）に当該県外勤務の内容が分かる書面を添えて、知事に提出しなければならない。

（県外勤務承認の決定）

第十四条の三 知事は、前条の規定により県外勤務承認申請書の提出があったときは、これを審査し、その結果を文書により県外勤務申請者に通知するものとする。

- 2 前項の通知は、県外勤務承認決定通知書（別記第九号様式の三）又は県外勤務不承認決定通知書（別記第九号様式の四）によるものとする。

（返還債務の裁量免除）

第十五条 知事は、第十四条に規定する場合を除くほか、借受人が死亡、疾病、災害その他や

むを得ない理由により業務に従事することができなくなったと認められるとき、又は修学資金の返還が困難と認められるときは、当該修学資金の返還債務の全部又は一部を免除することができる。

(返還免除の申請)

第十六条 第十四条及び前条の規定により修学資金の返還債務の免除を受けようとする借受人(以下「免除申請者」という。)は、修学資金返還免除申請書(別記第十号様式)に免除を受ける資格を有することを証する書面を添えて、知事に提出しなければならない。

(返還免除の決定)

第十七条 知事は、前条の規定により修学資金返還免除申請書の提出があったときは、これを審査し、その結果を文書により免除申請者に通知するものとする。

2 前項の通知は、修学資金返還免除決定通知書(別記第十一号様式)又は修学資金返還免除不承認決定通知書(別記第十二号様式)によるものとする。

(返還の猶予)

第十八条 知事は、借受人が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる事由が継続する期間、修学資金の返還債務の履行を猶予することができる。

一 第十二条第一項の規定により修学資金の貸付けの決定が取り消された後も引き続き当該大学に在学しているとき。

二 疾病、災害その他やむを得ない理由により修学資金の返還が困難であると知事が認めるとき。

2 前項の規定により修学資金の返還債務の履行の猶予を受けようとする者(以下「猶予申請者」という。)は、修学資金返還猶予申請書(別記第十三号様式)に前項各号に掲げる事由を証する書面を添えて、知事に提出しなければならない。

(返還猶予の決定)

第十九条 知事は、前条第二項の規定により修学資金返還猶予申請書の提出があったときは、これを審査し、その結果を文書により猶予申請者に通知するものとする。

2 前項の通知は、修学資金返還猶予決定通知書(別記第十四号様式)又は修学資金返還猶予不承認決定通知書(別記第十五号様式)によるものとする。

(延滞利息)

第二十条 借受人は、修学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年十四・六パーセントの割合で計算した延滞利息(百円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)を支払わなければならない。

(雑則)

第二十一条 この規則に定めるもののほか、修学資金の貸付けに関し必要な事項は、別に定める。

附 則(平成二十年岐阜県規則第二十六号)

この規則は、公布の日(平成二十年四月一日)から施行する。

附 則(平成二十四年岐阜県規則第八号)

1 この規則は、公布の日(平成二十四年三月九日)から施行する。

2 この規則による改正後の岐阜県医学生修学資金貸付規則第十三条第一項の規定は、平成二十四年四月一日以後に新規に貸付けを受ける者に係る修学資金について適用し、同日前に新規に貸付けを受けた者に係る修学資金については、なお従前の例による。

附 則(平成二十四年岐阜県規則第七十号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日(平成二十四年十月二十六日。以下「施行期日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の岐阜県医学生修学資金貸付規則（以下「改正規則」という。）の規定は、この規則の施行の際現に貸付けを受けている者（以下「既借受人」という。）及び施行期日以後に新規に貸付けを受ける者に係る修学資金について適用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、既借受人に係る改正規則第十三条第一項、第十四条第五項、第十四条の二及び第十四条の三の規定は、これらの規定の適用を受けようとするについて既借受人が知事が別に定めるところにより書面による意思表示をした場合に限り、適用する。
- 4 前項の規定の適用を受ける者に係る改正規則第十三条第一項の利息の計算については、前項の意思表示を行った日において貸付けを受けている修学資金及びその日以後に貸付けを受ける修学資金について、交付を受けたそれぞれの日の翌日を起算日とするものとする。

別記

第1号様式（第5条関係）

修学資金貸付申請書

新規・継続の別	新・継
---------	-----

貸付申請額	第1種修学資金		第2種修学資金	
	月額	円	月額	円
	入学金相当額	円		
	授業料相当額	円		
本人	ふりがな		大学名等	大学
	氏名			所属する学年
	生年月日及び年齢	年 月 日 (満 歳)		年
	大学入学年月	年 月	卒業予定年月	年 月
	現住所及び電話番号	〒 ( ) - 携帯電話 - -		
	帰省先住所及び電話番号	〒 ( ) -		
	高校在学時の居住市町村名			
	メールアドレス	携帯メール： PCメール：		
添付書類	1 履歴書* 2 大学の在学証明書 3 戸籍抄本* 4 在学する大学の長又は学部長の推薦調書* 5 大学の成績証明書（大学の1年生に在学する者は、卒業した高等学校の成績証明書又はこれに準ずる証明書） 6 その他知事が必要と認めるもの *は継続貸付申請時には添付不要			
上記のとおり、岐阜県医学生修学資金の貸付けを受けたいので申請します。  <div style="text-align: center;">             年 月 日              申請者氏名 <span style="float: right;">(印)</span> </div> 岐阜県知事 様				

上記の申請者が貸付けを受ける岐阜県医学生修学資金の返還債務については、本人と連帯して履行することを保証します。

なお、破産宣告は受けておりません。

年 月 日

岐 阜 県 知 事 様

連 帯 保 証 人	住 所		電話番号 (自宅)	
	氏 名	⑩	生年月日 及び年齢	年 月 日 (満 歳)
	職 業		本人との 続 柄	
	住 所		電話番号 (自宅)	
	氏 名	⑩	生年月日 及び年齢	年 月 日 (満 歳)
	職 業		本人との 続 柄	



第2号様式（第6条関係）

<p>修学資金貸付決定通知書</p>		
		<p>第 年 月 日 号</p>
<p>様</p>		
<p>岐阜県知事 印</p>		
<p>年 月 日付で申請のあった岐阜県医学生修学資金の貸付けについては、下記のとおり貸付けすることに決定しましたので、岐阜県医学生修学資金貸付規則第6条第1項の規定により通知します。なお、この通知書受領日から20日以内に誓約書を提出してください。</p>		
<p>記</p>		
<p>貸付決定番号</p>	<p>第 号</p>	
<p>貸付金額</p>	<p>円</p>	
<p>貸付期間</p>	<p>貸付金額</p>	<p>貸付金の交付時期</p>
<p>年 月 ～ 年 月</p>	<p>円</p>	<p>年 月</p>
<p>年 月 ～ 年 月</p>	<p>円</p>	<p>年 月</p>
<p>年 月 ～ 年 月</p>	<p>円</p>	<p>年 月</p>
<p>年 月 ～ 年 月</p>	<p>円</p>	<p>年 月</p>
<p>備考 修学資金を返還することとなった場合は、年10%の利息が加算されます。ただし、平成25年4月1日前に新規に貸付けを受けた者については、岐阜県医学生修学資金貸付規則第13条第1項、第14条第5項、第14条の2及び第14条の3の規定の適用を受けようとする者について意思表示をした者に限り適用されます。</p>		

修学資金貸付不承認決定通知書

第 号  
年 月 日

様

岐阜県知事

㊟

年 月 日付けで申請のあった岐阜県医学生修学資金の貸付けについては、下記の理由により不承認と決定しましたので、岐阜県医学生修学資金貸付規則第6条第1項の規定により通知します。

記

理 由

誓 約 書

わたくしは、岐阜県医学生修学資金貸付規則に定める修学生としての誇りをもって、学業に専念し、品位を高め、その趣旨に沿うよう努力することを誓います。

なお、修学後は、地域医療に貢献するため、県内医療機関に医師として従事することを誓います。

年 月 日

決定番号 第 号

氏 名 ⑩

岐阜県知事 様

第5号様式（第9条関係）

第1種 修学資金借用証書 第2種	
借用金額	円
ただし、岐阜県医学生修学資金	
借用期間	年 月 ～ 年 月
大学名	(名 称)  (所在地)
上記のとおり借用しました。  年 月 日  <div style="text-align: right;">                     貸付決定番号 第 号                      住 所                      氏 名 ⑩                 </div>	
岐阜県知事 様	

第6号様式（第10条関係）

届 出 書

年 月 日

岐阜県知事 様

届出者（本人） 住所

氏名 ⑩

連絡先（電話番号）

決定番号 第 号

岐阜県医学生修学資金貸付規則第10条 { 第1項 } の規定により、下記のとおり届け出  
ます。 { 第2項 }

記

届出事項	
届出事項の発生年月日	
届出内容	

添付書類

届出内容の欄に記載する事実を証する書面

業務等状況報告書

年 月 日

岐阜県知事 様

借受人（本人） 住所

氏名 ㊟

連絡先（電話番号）

決定番号 第 号

岐阜県医学生修学資金貸付規則第10条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 臨床研修に従事しています。	医療機関 の名称	
	医療機関 の所在地	
2 医療機関に勤務しています。	医療機関 の名称	
	医療機関 の所在地	
3 その他		
備考 (1) 上記1から3までのうち該当する番号を○で囲み、所要事項を記入すること。 (2) 臨床研修に従事している場合にあつては、その旨を証する書類を添付すること。 (3) 毎年4月1日現在の状況について記載すること。		



第9号様式（第13条関係）

第1種 修学資金返還方法変更承認申請書 第2種			
返 還 金 額	円		
返 還 方 法	現在	1 一括払い	2 その他（年 賦・半年賦）
	今後	1 一括払い	2 その他（年 賦・半年賦）
返還金額の算出	借受金額	円	
	既返還額	円	
	既免除額	円	
	返還方法変更後の返還金額	円	
変更後の返還期間	年 月から	変更後の返還回数	回
変更後の1回の返還額	第1回目 円	第2回目以降	円
変更しようとする理由			
<p>上記のとおり、岐阜県医学生修学資金の返還方法を変更したいので申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>岐阜県知事 様</p> <p>借 受 人 住 所</p> <p>氏 名 ㊞</p> <p>電話番号</p> <p>連帯保証人 住 所</p> <p>氏 名 ㊞</p> <p>電話番号</p> <p>連帯保証人 住 所</p> <p>氏 名 ㊞</p> <p>電話番号</p>			



第9号様式の2（第14条の2関係）

<p>県外勤務承認申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>岐阜県知事 様</p> <p style="text-align: right;">貸付決定番号 第 号</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: right;">氏 名 ①</p> <p>岐阜県医学生修学資金貸付規則第14条第5項の規定による県外勤務をしたいので、同規則第14条の2の規定により申請します。</p>		
県外勤務をしようとする医療機関の名称及び所在地	名 称	
	所在地	
	勤務する診療科	
県外勤務開始予定年月日	年 月 日	
県外勤務終了予定年月日	年 月 日	
県外勤務をしようとする理由		

第9号様式の3（第14条の3関係）

県外勤務承認決定通知書		第 年 月 日 号
様		岐阜県知事 印
年 月 日付けで申請のあった県外勤務については、下記のとおり承認することに決定したので、岐阜県医学生修学資金貸付規則第14条の3の規定により通知します。		
記		
貸付決定番号	第 号	
県外勤務をしようとする医療機関の名称及び所在地	名称	_____
	所在地	_____
	勤務する診療科	_____
県外勤務開始予定年月日	_____ 年 月 日	
県外勤務終了予定年月日	_____ 年 月 日	
備考		

県外勤務不承認決定通知書

第 年 月 日  
年 月 日

様

岐阜県知事

印

年 月 日付けで申請のあった県外勤務については、下記のとおり不承認と決定したので、岐阜県医学生修学資金貸付規則第14条の3の規定により通知します。

記

理 由



在職した医療機関	
在職期間	在職した医療機関（臨床研修を含む。）
年 月から	医療機関名 電話番号（ ） —
年 月まで	所在地
年 月から	医療機関名 電話番号（ ） —
年 月まで	所在地
年 月から	医療機関名 電話番号（ ） —
年 月まで	所在地
年 月から	医療機関名 電話番号（ ） —
年 月まで	所在地
年 月から	医療機関名 電話番号（ ） —
年 月まで	所在地
県内臨床研修期間 合計	年 カ月
県内就業期間合計 (臨床研修を除く。)	年 カ月
	うち知事の指定する医療機関勤務年数 年 カ月

備考

- 1 添付書類は次のとおりとする。
  - ①臨床研修及び業務に従事した医療機関の名称及び期間等を証する書面
  - ②休職及び当該期間を証明する書面
  - ③死亡又は退職の理由及び当該年月日を証する書面
  - ④その他知事が必要と認める書面
- 2 免除申請理由は、該当するものの数字を○で囲むこと。
- 3 免許取得後在職した医療機関をすべて記入すること。

第11号様式（第17条関係）

<p>修学資金返還免除決定通知書</p> <p style="text-align: right;">第 年 月 日 号</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">岐阜県知事 ㊟</p> <p>年 月 日付で申請のあった岐阜県医学生修学資金の返還債務については、下記のとおり免除することに決定したので通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
修 学 生 番 号	第 号
貸 付 金 額	円
貸 付 期 間	
免 除 金 額	円
備 考	

修学資金返還免除不承認決定通知書

第 年 月 日  
号

様

岐阜県知事

㊦

岐阜県医学生修学資金の返還債務の免除については、下記のとおり不承認と決定したので通知します。

記

理 由





第14号様式（第19条関係）

<p>修学資金返還猶予決定通知書</p> <p style="text-align: right;">第 年 月 日 号</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">岐阜県知事 <span style="float: right;">印</span></p> <p>年 月 日付けで申請のあった岐阜県医学生修学資金の返還債務の履行については、下記のとおり猶予することに決定したので通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
修 学 生 番 号	第 号
返 還 猶 予 金 額	円
返 還 猶 予 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
返 還 期 限	年 月 日
備 考	

第15号様式（第19条関係）

修学資金返還猶予不承認決定通知書

第 号  
年 月 日

様

岐阜県知事

④

岐阜県医学生修学資金の返還債務の履行の猶予については、下記のとおり不承認と決定したので通知します。

記

理 由

岐阜県医学生修学資金貸付要綱 [H24. 10. 26改正]

(趣旨)

第1条 この要綱は、岐阜県医学生修学資金貸付規則（平成20年岐阜県規則第26号。以下「規則」という。）を運用するにあたり必要な事項を定めるものとする。

(貸付の対象者等)

第2条 規則第2条第1項に規定するこれに準ずる者については、学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条の規定により大学に入学することができるものとして認められた者であって、原則として高校の在学期間、又は直近の同程度の期間を岐阜県内に居住している者をいう。

2 規則第2条の修学資金の貸付者数は、毎年度、年度当初に予算の範囲内で知事が決定し、募集するものとする。なお、募集期間を過ぎた場合であっても、予算の範囲内であれば申請を受け付けることができる。

(貸付期間)

第3条 規則第3条第3項に規定する知事が特に認める場合の修業期間は、最長で9年間までとする。

(貸付の申請書等)

第4条 規則第5条の添付書類は次のとおりとする。

添付書類	様式
1 履歴書	—
2 大学の在学証明書	—
3 戸籍抄本	—
4 在学する大学の長または医学部長の推薦書	第1号様式
5 大学の成績証明書（大学の一年生に在学する者は、卒業した高等学校の成績証明書またはこれに準ずる証明書）	—
6 その他知事が必要と認める書面 ① 応募理由書	第2号様式

(貸付け等の決定)

第5条 規則第6条に規定する貸付けの決定及び第12条で規定する貸付けの取消しは、別表1に掲げる者で構成する岐阜県医学生修学資金貸付者選考委員会において決定するものとする。

2 規則第6条第3項の誓約書の提出時に口座振替申出書（第3号様式）及び同意書（第4号様式）を併せて提出するものとする。

(修学資金の交付)

第6条 規則第8条第1項に規定する修学資金は、4月から6月分を7月に、7月から9月分を7月に、10月から12月分を10月に、1月から3月分を1月に交付する。なお、4月～6月分については、貸付け2年目以降は5月に交付するものとする。

2 規則第8条第2項に規定する修学資金の交付は、入学年度は7月に、2年目以降は5月に交付するものとする。

(医療機関等の勤務)

第7条 規則第14条第1項に規定する知事が指定する医療機関は、別表2に掲げるものをいう。ただし、第1種修学資金の貸付けを受けた者の場合は、本人の希望をふまえ、「岐阜県医師育成・確保コンソーシアム」が作成したプログラムに基づき、別表2に掲げる医療機関のうちから決定する医療機関に限るものとする。

(県外勤務承認の申請)

第7条の2 規則第14条の2に定める県外勤務承認申請書に添付する書類は次のとおりとする。

添付書類	様式
医師勤務予定書	第4号様式の2

(免除の申請)

第8条 規則第16条に定める修学資金返還免除申請書に添付する書類は次のとおりとする。

添付書類	様式
1 初期臨床研修を受けた県内の医療機関、業務に従事した医療機関の名称及びその期間を証明する書面	第5号様式
2 休職及びその期間を証明する書面	第5号様式
3 死亡又は退職の理由及びその年月日を証明する書面	—

(返還の猶予期間)

第9条 規則第18条第2項に定める返還の猶予の期間は、決定した当該月の翌月から概ね2年以内とする。

(返還の猶予の申請)

第10条 規則第18条第2項に定める修学資金返還猶予申請書に添付する書類は次のとおりとする。

区 分	添付書類	様式
1 規則第12条第1項の規定により修学資金の貸付けを取り消された後も引き続き大学に在学しているとき	在学証明書	—
2 疾病、災害その他のやむを得ない理由により修学資金の返還が困難であると認めるとき	健康診断書若しくは罹災証明書	—

(承諾書の提出)

第10条の2 岐阜県医学生修学資金貸付規則の一部を改正する規則（平成24年岐阜県規則第70号）附則第3項の規定により規則第13条第1項、第14条第5項、第14条の2及び第14条の3の規定の適用を受けようとする者は、知事に承諾書（第6号様式）を提出するものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は岐阜県健康福祉部医療整備課長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行し、改正後の規定は、平成23年度分の予算に係る新規貸付者の貸付金から適用し、平成22年度分以前の予算に係る新規貸付者の貸付金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成23年9月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年3月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年10月26日から施行する。

別表 1 (岐阜県医学生修学資金貸付者選考委員会の構成員)

岐阜県健康福祉部長 岐阜県健康福祉部次長 岐阜県健康福祉部次長 (医師) 岐阜県健康福祉部医療整備課長 岐阜県健康福祉部医療整備課地域医療推進室長
---

別表 2 (知事が指定する医療機関)

種 別	開設者	病診の別	医療機関名
医療法 (昭和 23 年法律第 205 号) 第 31 条に規定する公的医療機関	岐阜県	病院	岐阜県立希望が丘学園
	地方独立行政法人	病院	岐阜県総合医療センター 岐阜県立多治見病院 岐阜県立下呂温泉病院
	市町村	病院	岐阜市民病院 羽島市民病院 大垣市民病院 国民健康保険関ヶ原病院 美濃市立美濃病院 郡上市民病院 郡上市国保白鳥病院 社会医療法人厚生会多治見市民病院 土岐市立総合病院 総合病院中津川市民病院 国民健康保険坂下病院 市立恵那病院 国民健康保険上矢作病院 下呂市立金山病院 国民健康保険飛驒市民病院
		常勤の医師が勤務するへき地診療所 (へき地保健医療対策等実施要綱による)	国民健康保険根尾診療所 国民健康保険上石津診療所 春日診療所 坂内国民健康保険診療所 久瀬診療所 国民健康保険洞戸診療所 国民健康保険板取診療所 国民健康保険津保川診療所 郡上市地域医療センター国保和良診療所 可児市国民健康保険診療所 東白川村国保診療所 国民健康保険蛭川診療所 国民健康保険飯地診療所 国民健康保険三郷診療所 国民健康保険山岡診療所 国民健康保険清見診療所

			国民健康保険荘川診療所 国民健康保険久々野診療所 国民健康保険朝日診療所 国民健康保険栃尾診療所 国民健康保険飛驒市河合診療所 国民健康保険飛驒市宮川診療所 下呂市立小坂診療所 国民健康保険白川診療所
	日本赤十字社 岐阜県支部	病院	岐阜赤十字病院 高山赤十字病院
	岐阜県厚生農業協同組合連合会	病院	岐北厚生病院 西美濃厚生病院 揖斐厚生病院 中濃厚生病院 東濃厚生病院 久美愛厚生病院 高山厚生病院
国立大学法人法（平成15年法律第112号）に基づき設置された法人が開設した病院	国立大学法人 岐阜大学	病院	国立大学法人岐阜大学医学部附属病院
独立行政法人国立病院機構法（平成14年法律第191号）に基づき設置された法人が開設した病院	独立行政法人 国立病院機構	病院	独立行政法人国立病院機構長良医療センター

<p>救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）に基づく指定を受けた病院のうち上記に記載されていないもの</p>	<p>—</p>	<p>病院</p>	<p>朝日大学歯学部附属村上記念病院  笠松病院  医療法人社団志朋会加納渡辺病院  河村病院  医療法人社団誠広会岐阜中央病院  岐阜ハートセンター  医療法人社団慈朋会澤田病院  医療法人慶睦会千手堂病院  医療法人社団登豊会近石病院  医療法人社団双樹会早徳病院  医療法人社団誠広会平野総合病院  医療法人社団厚仁会操外科病院  みどり病院  医療法人社団幸紀会安江病院  医療法人生友会柳津病院  山内ホスピタル  公立学校共済組合東海中央病院  医療法人秀幸会横山病院  朝日大学歯学部附属病院  社会医療法人蘇西厚生会松波総合病院  名和病院  医療法人社団正和会馬渕病院  医療法人社団紫水会藤井病院  医療法人社団豊正会大垣中央病院  海津市医師会病院  新生病院  博愛会病院  医療法人徳洲会大垣徳洲会病院  医療法人香徳会関中央病院  医療法人社団白鳳会鷺見病院  木沢記念病院  太田病院  濃成病院  岐阜社会保険病院  医療法人馨仁会藤掛病院  東可児病院  桃井病院  医療法人白水会白川病院  タジミ第一病院</p>
<p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の4に規定する応急入院指定病院のうち</p>	<p>—</p>	<p>病院</p>	<p>公益社団法人岐阜病院  医療法人社団尚英会岐阜南病院  医療法人香風会黒野病院  医療法人杏野会各務原病院  医療法人静風会大垣病院</p>

<p>上記に記載されていない もの</p>		<p>社会医療法人緑峰会養南病院  医療法人清澄会不破ノ関病院  医療法人春陽会慈恵中央病院  特定医療法人清仁会のぞみの丘ホスピタル  医療法人仁誠会大湫病院  特定医療法人社団聖泉会聖十字病院  医療法人生仁会須田病院  特定医療法人隆源会南ひだせせらぎ病院</p>
---------------------------	--	---



推 薦 書

医学生

氏 名

生年月日

住 所

上記の者は、大学卒業後、地域の医療機関等において業務を十分に行うことが見込まれ、岐阜県医学生修学資金の貸付けを受ける者として適当であると認めます。

岐阜県知事 様

年 月 日

大 学 名

所 在 地

職 氏 名

印

(注) 職氏名の欄には、在籍する大学の学長又は医学部長が署名・押印してください。

修学資金応募理由書

氏 名 \_\_\_\_\_

1 本修学資金に応募した理由を記入してください。

.....  
.....  
.....  
.....

2 医師としての将来の目標を記入してください。

.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....

3 他の奨学金等を受けられている方はその名称を記入してください。

.....  
.....  
.....  
.....

(要綱) 第3号様式

口座振替申出書

年 月 日

岐阜県知事 様

下記のとおり口座振替払いをお願いします。

記

住 所	〒 ー	
氏 名	印	
電 話 番 号		
大 学 名		
大学所在地		
金融機関名	金融機関名	支店名
預金種目		
口座番号		
(ふりがな) 口座名義人		
備 考		

\*国内に本店をおく金融機関に限る。

同 意 書

わたくしは、岐阜県内の地域医療の確保を図るという岐阜県医学生修学資金貸付けの目的を達成するため、岐阜県医学生修学資金貸付規則および岐阜県医学生修学資金貸付要綱の規定に基づき提供した情報を、所属する臨床研修病院、業務従事先医療機関、岐阜県医師育成・確保コンソーシアムその他の関係機関に対し提供されることに同意します。

年 月 日

貸付決定番号 第 号

氏 名 ⑩

岐阜県知事 様

医師勤務予定書

年 月 日

岐阜県知事 様

所在地

施設名

開設者又は管理者

印

下記の者は、当施設において勤務する予定です。

記

住 所	〒 ー
氏 名	
生年月日 (年齢)	年 月 日 (満 歳)
勤務する診療科	
勤務期間	年 月 日 ~ 年 月 日
勤務時間	時間/週
社会保険加入の有無	有 (保険者の名称: ) ・ 無
備 考	

(事務担当者)

担当部署名 \_\_\_\_\_

担当者名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

※本書は、岐阜県医学生修学資金受給医師が、岐阜県医学生修学資金貸付規則第14条の2の規定により県へ県外勤務承認申請書を提出するにあたり、修学資金返還免除条件を満たす業務従事の継続性が保持されていることを確認するため、その添付書類として提出していただくものです。

業務従事証明書

年 月 日

所在地

施設名

開設者又は管理者

印

下記の者は、当施設において（業務に従事・研修）していたことを証明します。

記

住 所	〒 ー
氏 名	
生年月日（年齢）	年 月 日（満 歳）
医籍登録番号及び登録年月日	（ 号） 年 月 日登録
勤務（研修）期間及び月数	年 月 日～ 年 月 日（ヶ月）
勤務（研修）期間中に休職期間があったときはその期間、月数及びその理由	年 月 日～ 年 月 日（ヶ月）
	（理由）

承 諾 書

わたくしは、平成24年10月26日施行の岐阜県医学生修学資金貸付規則第14条第5項、第14条の2及び第14条の3の規定により県外の医療機関において勤務するに当たっては、本承諾書提出前にすでに貸付けを受けている修学資金（平成 年 月分～平成 年 月分）及び本承諾書提出後に貸付けを受ける修学資金（平成 年 月分～）について、同規則第13条第1項の規定による当該修学資金を返還することとなった場合の利息の加算について適用を受けることを承諾します。

なお、本承諾書提出後は、修学資金を返還することとなるあらゆる場合において、利息が加算されることについて異議を申し立てません。

年 月 日

貸付決定番号 第 号

住 所

氏 名

Ⓜ

岐阜県知事 様